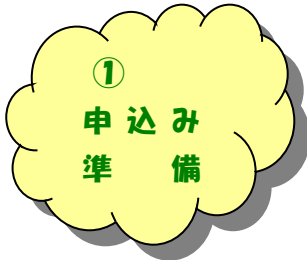


湯沢町住宅バリアフリー化工事補助金の流れ

申請受付期間: 令和8年4月1日から令和8年12月25日(ただし、予算の枠を超えた場合はその時点。)



準備

【対象者及び対象住宅に該当するか確認して下さい。】

<対象者>

- ① 湯沢町に住民登録を行っている方、又は実績報告書提出までに住民登録を行っている方
- ② 町税及び町の料金を完納している方
- ③ 補助対象の住宅バリアフリー化工事を補助金交付決定後に着工し、その年度の2月末日までに補助金実績報告書を提出することができる方

<対象住宅及び工事>

- ① 町内に所在する個人所有の住宅で、本人又はその家族が居住している住宅（別荘は除く）
- ② 事業用施設に併用していない住宅

※上記項目のすべてに当てはまることが条件となります。

※過去に利用した方でも補助限度額に達するまで補助を受けることができます。(例えば、以前10万円の補助を受けた方は10万円を限度として補助金の申請をすることができます。)

申込み

【提出していただくもの】

- ① 補助金交付申請書
- ② 住民票
- ③ 最新の町税納税証明書
- ④ 住宅の登記簿謄本(家屋資産証明書でも可)
- ⑤ バリアフリー化工事の見積書の写し及び図面等

工事の開始

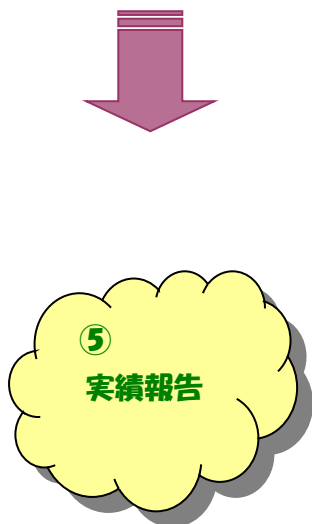
交付申請の内容を審査した後、補助金交付決定通知書により申請者にお知らせします。

※ 工事は交付決定通知を受理するまで着手しないで下さい。



事業実施中に変更が生じた場合

- ① 事業を中止する場合には住宅バリアフリー化中止申請を提出してください。
- ② 内容を変更する場合には、工事を行う前に変更交付申請書を提出してください。
なお、補助金変更交付決定が届く前に内容を変更したバリアフリー化工事を行った時には、変更交付決定を取り消しますので、ご注意ください。



バリアフリー化工事が完了したら

【提出していただくもの】

- ① 補助金実績報告書
- ② 当該工事に係る契約書及び領収書の写し
(工事費用は、一旦全額をお支払いください。)
- ③ 工事前、施工中及び工事後の状況を明らかにする写真
(対比できるように整理してください。)
- ④ 提出書類はA4サイズで統一してください。

【提出期間】

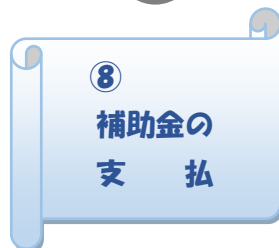
バリアフリー化工事代金の支払完了後1か月以内又は2月末いずれか近い期日。



町が実績報告書を基に補助金の額を確定し、補助金確定通知書により申請者にお知らせします。



申請者は、補助金確定通知書を受け取った後、速やかに補助金請求書を町に提出してください。



町は、補助金請求書を受理した後、補助金を申請者の指定口座に振込みでお支払いします。
(振込口座は申請者名義としてください。)